

第6回 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 次第

日 時 平成16年7月16日(金)
午後1時30分
場 所 渋川市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1) 次回会議日程について

5 閉 会

第5回小委員会協議結果

(1) 小委員会での確認事項

新市における選挙による委員定数は、30人とすること。

在任特例終了後、または統合にあたっては、選挙区を設置することとし、その組み合わせは「渋川・伊香保・小野上、子持、赤城、北橋」と「渋川・伊香保、小野上・子持、赤城、北橋」との2案について検討すること。

農委法第34条を適用した場合でも、合併後1年を目途に1つの委員会に統合すること。

今後の協議は、以上のことを前提に協議すること。

協議会へ中間報告を行い、協議会委員の意見を聞き、各委員会へ持ち帰り、再度、小委員会でとりまとめを行うこと。

(2) 各農業委員会の意見集約概要

在任特例（合併特例法第8条第1項）を適用する意見

3つの農業委員会

<内容>

- ・特例を受ける委員の数：30人及び80人とする意見に分かれる
- ・在任の期間：1年間
- ・在任特例後の委員の数：30人
- ・在任特例後の選挙区：設置する

農業委員会等に関する法律第34条を適用する意見

3つの農業委員会

<内容>

- ・統合の目途：合併後1年以内
- ・新市で統合後の委員の数：30人
- ・新市で統合後の選挙区：設置する

(各市町村農業委員会の意見集約結果)

第5回農委の小委員会における、各市町村農業委員会の意見集約結果は、下記のとおりです。

なお、第9回協議会以降も、引き続き、小委員会で協議することが、確認されました。

市町村名	渋川市	小野上村	北橋村	伊香保町	子持村	赤城村
特例の方式	特例法による在任特例			農委法 § 34による特例		
在任期間又は統合の時期	1年間			H17.7.19まで	合併後120日	未定
在任特例を受ける委員の数	30人	80人	80人	-	-	-
市町村ごとの在任委員数	渋川市 (7) 伊香保町 (4) 小野上村 (4) 子持村 (5) 赤城村 (5) 北橋村 (5)	渋川市 (18) 伊香保町 (8) 小野上村 (9) 子持村 (15) 赤城村 (15) 北橋村 (15)	渋川市 (18) 伊香保町 (8) 小野上村 (9) 子持村 (15) 赤城村 (15) 北橋村 (16)	-	-	-
在任期間終了後、又は統合後	委員定数 30人					
選挙区の組合せ	渋川・伊香保(8) 小野上・子持(7) 赤城 (10) 北橋 (5)	渋川・伊香保(8) 小野上・子持(7) 赤城 (10) 北橋 (5)	選挙区は設置する。 北橋は単独	選挙区は設置する。 組合せは未定	渋川・伊香保・小野上 (10) 子持 (5) 赤城 (10) 北橋 (5)	渋川・伊香保(8) 小野上・子持(7) 赤城 (10) 北橋 (5)